

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
小笠原村	父島	平成25年9月	令和4年3月17日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.4 ha
③地区内における●才以上の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.7 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

○昭和19年に全島民が強制疎開となり、戦後アメリカの統治下に置かれ、昭和43年に日本に復帰した。23年のブランクがあるため不在地主が多く、相続により土地所有者が細分化し農地の売買・貸借が困難である。

○農地法が適用されていないことから転用の制限がない。そのため、土地については農業以外の用途と需要が競合し、土地の取引価格が高額になる。

○これらの理由から、規模拡大や新規就農希望など農地の需要は多いが、供給がほぼ見込めない。アンケート調査においても、売却・貸し出し可能な農地はない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地の売却や貸し出し希望の情報を農業委員会に集約する。

所有者不明農地については、共有者の一人が判明し貸借の可能性があれば、農業委員会を通して、農地中間管理機構との利用権設定を進める